

議案第 10 号

鶴ヶ島市税条例及び鶴ヶ島市都市計画税条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市税条例（昭和 29 年条例第 8 号）及び鶴ヶ島市都市計画税条例（昭和 40 年条例第 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理をしたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市税条例及び鶴ヶ島市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 鶴ヶ島市税条例（昭和 2 9 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 2 条 鶴ヶ島市都市計画税条例（昭和 4 0 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。